

あま市権利擁護ケース検討会議内規（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、あま市権利擁護ケース検討会議（以下「会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議では、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 成年後見制度の審判申立ての要否に関すること。
- (2) チーム支援を含む個別ケースの支援方針に関すること。
- (3) 法人後見等の適否を含む受任又は候補者調整に関すること。
- (4) 成年後見制度以外の支援策に関すること。
- (5) その他あま市権利擁護センター（以下「センター」という。）が必要と認めるもの。

（構成）

第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 日常生活自立支援事業担当者
- (6) 関係行政職員
- (7) センター職員
- (8) その他センターが必要と認める者

（庶務）

第4条 会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（会議の非公開）

第5条 会議は、個人情報保護の観点から、非公開とする。

（個人情報の保護）

第6条 会議の構成員は、あま市個人情報保護条例（平成22年あま市条例第8号）を遵守しなければならない。

2 会議に出席する者は、あま市権利擁護ケース会議に係る個人情報の保護に関する誓約書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（その他）

第7条 この内規に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この内規は、令和3年7月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

あま市権利擁護ケース検討会議に係る個人情報の保護に関する誓約書

あま市長 様

私は、あま市権利擁護ケース検討会議（以下「会議」という。）における個人情報の取り扱いに関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びあま市個人情報保護条例（平成22年あま市条例第8号）の趣旨を尊重して、下記の規定を順守し、他への漏洩及び私的利用しないことを誓います。

記

- 1 会議資料は成年後見制度の利用を必要としている者の支援以外の目的に利用しません。また、外部の第三者に提供しません。
- 2 個人情報の漏洩、紛失、改ざん、破損その他の事故防止のため、会議資料の適切な管理に努めるとともに、万が一事故があった場合は速やかに市に報告し、誠意をもってその処理に当たります。
- 3 会議で知り得た個人情報を会議以外の第三者にみだりに漏らしません。また、成年後見支援に関わる職を退いた後も、同様にします。
- 4 個人情報の漏洩等がないよう、資料の複写・複製や必要時以外の持ち出しはしません。また、パソコン等への取り込み等データ化を行いません。

年 月 日

住所又は所在地

団体名及び氏名